

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

新型インフルエンザ等対策特別措置法と要請

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2021-09-24 キーワード (Ja): 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）, 新型コロナウイルス感染症, 要請, 行政指導, 行政処分 キーワード (En): 作成者: 小嶋, 典明 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00008003

新型インフルエンザ等対策特別措置法と要請

小 嶋 典 明

要 旨

新型コロナウイルス感染症に対する対策は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）のもとで講じられ、事業者等に対してこの特措法に基づく要請が行われている。しかし、新聞等で報じられたデパート等への休業要請やプロ野球の無観客開催要請は、特措法に定める緊急事態措置に関する規定を根拠とするものではなかった。特措法に基づく要請は、これが行政手続法にいう行政指導の性格を有する場合であっても、要請に応じるかどうかは相手方の意思に委ねられる。その意味で、行政処分としての性格を有する命令とは大きな違いがある。そうである以上、要請に従ったことにより、自ら損失を被ったとしても、行政の責任は問えない。また、要請に従ったことによって、他人に損害を与えた場合、行政の要請に従ったというだけでは、免責されない。特措法に基づく要請に応じるかどうかを判断するに当たっては、こうした点にも留意する必要がある。

キーワード：新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）、新型コロナウイルス感染症、要請、行政指導、行政処分

I はじめに

「百貨店など休業要請」（読売新聞）、「大型店休業要請」（日本経済新聞）。2021年4月24日の朝刊各紙は、前日午後に発出された3度目の緊急事態宣言について、このような見出しを一様に付けて報道した。緊急事態宣言の発出を読者に印象づける例としては、きわめてわかりやすいからである。

事実、緊急事態宣言の発出を決定した第62回新型コロナウイルス感染症対策本部会議では菅義偉首相も、会議の議論をまとめるなかで、次のように語ったとされている。

「今回の緊急事態宣言は、ゴールデンウィークの短期集中対策として、飲食の対策を強化するとともに、一旦人の流れを止めるための強力な措置を講じるものであります。飲食店において、酒類やカラオケの停止を要請します。デパートやテーマパークなどの休業を要請し、イベントやスポーツは原則無観客を要請します。テレワークや休暇により、出勤者の7割減を目指します」（以上、引用は首相官邸のHP掲載記事による）。

とはいえ、菅首相が例示した措置のすべてがいわゆる緊急事態措置として講じられることになった、というわけではない。例えば、「デパートやテーマパークなどの休業」、プロ野球等の「無観客」開催の要請は、確かに新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」ともいう）に根拠のある要請ではあったが、同法に定める緊急事態措置に関する規定を根拠とするものではなかった。

感染拡大を防止するという大義の前には、この程度の不正確さ（＝印象操作）は許される。そのような考え方もあるいはあろうが、法の支配（Rule of law）に基礎を置く法治国家としてはどうか、といった疑問はやはり残る。

感染拡大の防止は、国家が追求すべき目標の一つではあっても、すべてではない。経済活動の維持はその一つであるが、教育機関においては、感染防止のために講じた措置が学生や生徒に与える影響＝副作用についても、十分な目配りが必要になる。

そうした教育機関としての責任は、行政の要請に単に従ったというだけで免責されるような筋合いのものではない。そのためにも、要請がいかなる性格のものであるか等について、これを正確に理解する必要がある。こういって、差支えはあるまい。

Ⅱ 特措法とその全体像

1 特措法と新型コロナウイルス感染症

特措法とは何か。同法に定める要請について理解するためには、その全体像をまず知ることが必要不可欠となる。

平成24年5月11日法律第31号。この法律番号からもわかるように、特措法は民主党政権＝野田佳彦内閣のもとで制定をみた。

特措法のタイトルにもある「新型インフルエンザ等」は、同法2条1号により、当初「感染症法（注：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を指す）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう」と定義される。

そして、2020年3月13日、安倍晋三内閣のもと、特措法の附則（原始附則）に「次の1条を加える」旨の同法の一部改正法が公布される。

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第1条の2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第3項において同じ。）に

については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2・3 略

こうして、特措法附則1条の2第1項によって定義される「新型コロナウイルス感染症」は同法2条1号に規定する「新型インフルエンザ等」とこれをみなすことにより、特措法および同法に基づく命令（実際には政令である同法施行令を指す）や大臣告示の規定の適用を受けることになった。

しかし、特措法附則1条の2は、もはや存在しない。2021年2月の法改正により、感染症法6条が次のように改められ（7項については、傍線部を追加。傍線は筆者による。以下同じ）、これに伴って、特措法2条1号にいう「感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」が含まれることになったからである。

（定義等）

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2～6 略

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

四 再興型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

8 以下、略

特措法の一部改正に伴う経過措置について定めた改正法（令和3年2月3日法律第5号）の附則（改正附則）2条の規定を除けば、特措法には「新型コロナウイルス感染症」という言葉自体が登場しない。こうした事実も知っておく必要がある。

2 特措法に基づく要請の法的性格——従前の解釈

「都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる」。知事の充て職である都道府県対策本部長¹の権限について定めた特措法24条は、9項でこう規定する。

他方、2021年2月13日に改正法が施行されるまでは、特措法45条が、緊急事態宣言発出後にとるべき緊急事態措置に含まれる「まん延等の防止に関する措置」の一つとして、「感染を防止するための協力要請等」について、次のように規定していた。

（感染を防止するための協力要請等）

第45条 特定都道府県知事（注：緊急事態措置の実施対象とされた都道府県の知事を指す²）は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通

所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(略)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

このことに関連して、2020年4月7日に発出された1度目の緊急事態宣言(当初は7都府県を対象としていたが、同月16日に対象範囲を全都道府県に拡大。期間延長後、5月25日に解除)では、4月23日付けで、各都道府県知事に宛て、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名で「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」と題し、留意すべき事項等が、以下にみるように3点にわたって事務連絡という形で示されている。

1. 特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示の対象

特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示は、施設を管理する者等に対して行われるものであり、使用制限等の対象も個別の施設となる。また、当該要請及び指示に伴う特措法第45条第4項の公表も、特定可能な個別の施設名等を広く周知することにより、当該施設に行かないようにするという合理的行動を確保することを考え方の基本としている。

したがって、第1段階として特措法第24条第9項の規定に基づく協力の要請を業種や類型毎に行ったのち、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として特措法第45条第2項の規定に基づく要請、次いで同条第3項の規定に基づく指示を個別の施設の管理者等に対して行い、その対象となった個別の施設名等を公表するものとする。なお、正当な理由とは、例えば、新型インフルエンザ等対策に関する重要な研究会等を実施する場合など、限定的に解釈されるものである。

公表の内容としては、要請(指示)の対象となる施設名及びその所在地、要請(指示)の内容、要請(指示)を行った理由を含むものとし、幅広く住民に周知するため、各都道府県のホームページ等での公表を基本とする。また、特措法第45条の規定に基づき個別の施設の管理者等に対して要請若しくは指示又は施設名等の公表を行う場合には、そ

の対象となる予定の施設以外にも特措法第24条第9項の要請に応じていない施設があるか等をよく調査のうえ、実施するよう留意すること。

2. 特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示の手続

特措法第45条第2項の規定に基づく要請は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第2条第6号の行政指導、特措法第45条第3項の規定に基づく指示は、行手法第2条第4号の不利益処分該当すると考えられ、それぞれ行手法の規定に従うものとする（注：原文中の第2条に続く「第1項」は誤記のため削除。以下同じ）。

そのうえで、特措法第45条第2項の規定に基づく要請を行うためには、実地調査により特措法第24条第9項の規定に基づく要請に従っていないことが認められること、また、その事実等を対象となる施設に通知（以下「事前通知」という。）してから一定期間を経過した日以降においても、なお同一の結果が認められること、が求められる。ここで、一定期間を経過した日とは、事前通知した日の翌日を基本とするが、事態の緊急性等に依りて、各都道府県知事によって判断するものとする（公益上、緊急に特措法第45条第2項の規定に基づく要請を行う必要がある場合等には、事前通知を必要としない）。また、法第45条第3項の規定に基づく指示に関しては、行手法第13条第1項第2号の規定により弁明の機会の付与を行わなければならないが、同条第2項の規定により、公益上、緊急に不利益処分を行う必要がある場合には、弁明の機会の付与を行う必要はない。

なお、事前通知には、予定される要請の内容及びその根拠となる法令の条項、予定される公表の内容及びその根拠となる法令の条項、公表の方法、公表の予定日、要請及び公表の原因となる事実、要請及び公表の原因となる事実を是正する場合の問合せ先並びにその期限等を明示することとする。

3. 特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示の要件

特措法第45条2項に基づく要請は、同項で定められた要件である「新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するために必要があると認めるとき」に適合する必要がある。

したがって、単に特措法第24条第9項の規定に基づく要請に従わないという理由だけで特措法第45条第2項の規定に基づく要請を行うのではなく、対象となる個別の施設が使用の継続を行う場合に、新型インフルエンザ等のまん延につながるおそれがあると認められる必要がある。これは、必ずしも現に対象となる個別の施設においてクラスターが発生している必要はないが、例えば、専門家の意見として、対象となる施設やその類似の環境（業種）が、クラスターが発生するリスクが高いものとして認識されているこ

と等が求められるものと考えられる。

また、特措法第45条第2項の規定に基づく要請に応じず、同条第3項の規定に基づく指示を行うときには、「新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるとき」となっており、必ずしも現に対象となる個別の施設においてクラスターが発生している必要はないが、例えば、専門家の意見として、対象となる施設やその類似の環境（業種）が、クラスターが発生するリスクが高いものとして認識されている上に、当該施設において、いわゆる「3つの密」に当たる環境が発生し、クラスターが発生するリスクが高まっていることが実際に確認できる場合などが考えられる。

特措法45条3項に基づく指示は、行手法2条4号の不利益処分＝「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」に該当するが、特措法45条2項に基づく要請は、行手法2条6号の行政指導＝「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの」にとどまる。上記の事務連絡は、このようにいう。

したがって、相手方が特定されない特措法24条9項に基づく要請は、行手法2条6号の行政指導にすら該当しない。

事務連絡が「第1段階として特措法第24条第9項の規定に基づく協力の要請を業種や類型毎に行つたのち、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として特措法第45条第2項の規定に基づく要請、次いで同条第3項の規定に基づく指示を個別の施設の管理者等に対して行い、その対象となつた個別の施設名等を公表するものとする」とした（傍線は筆者による。なお、特措法24条9項に基づく要請を経て、同法45条2項に基づく要請を行うという考え方（前置主義）は、後述するように、現在では採用されていない）のも、こうした理解によるものと考えてよい。

1度目の緊急事態宣言では、実際にもこのような手順が踏まれた（個別の施設名を公表する場合には、事務連絡にある「公表の内容としては、要請（指示）の対象となる施設名及びその所在地、要請（指示）の内容、要請（指示）を行つた理由を含むものとし、幅広く住民に周知するため、各都道府県のホームページ等での公表を基本とする」との方針に沿つた形で、公表が行われている）。

例えば、大阪府の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行つた施設について（公表）」（2020年4月24日）は、次のように述べた上で、6店のパチンコ店について、施設名のほか、その所在地、要請の内容および理由を公表するものとなつ

ている。

大阪府では新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、大阪府緊急事態措置により、令和2年4月14日から感染の拡大につながるおそれのある府内の施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、施設の使用制限等の協力要請を行いました。

つきましては、令和2年4月24日現在において、営業を継続している以下の施設について、同日付で、同法第45条第2項に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行ったので公表します。

なお、行手法32条は、行政指導の一般原則について、次のように定めている。特措法45条2項に基づく要請についても、この原則が当てはまることを銘記する必要がある。

（行政指導の一般原則）

第32条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

Ⅲ 特措法に定める要請とは何か

1 事業者等への要請に関する特措法の規定

政省令のみならず、大臣告示まで読まないと正確な意味がわからない。特措法もそんな法律であった。特措法の場合、省令（施行規則）こそ存在しなかったものの、その運用実態を知るためには、さらに事務連絡という名の「通達」に目を通す必要があった。

以下、このことを特措法に定める事業者等に対する要請についてみてみよう。

2021年2月の法改正により新設された特措法「第3章の2 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」には、「感染を防止するための協力要請等」について定めた31条の6が置かれる。以下にみる規定がそれである（大臣告示の引用条文は、同年4月30日までの改正を加味したもの。以下同じ）が、同条1項に規定する要請の場合、要請内容が「営業時間の変更」と「政令で定める措置」に限られることにまず留意する必要がある（下線部を参照）。

(感染を防止するための協力要請等)

第31条の6 都道府県知事は、……〔新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域〕(以下この条において「重点区域」という。)における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置(注：下記の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に定める措置を指す)を講ずるよう要請することができる。

(重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置)

第5条の5 法第31条の6第1項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- 二 当該者が事業を行う場所への入場(以下この条において単に「入場」という。)をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導
- 三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 四 手指の消毒設備の設置
- 五 当該者が事業を行う場所の消毒
- 六 入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知
- 七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止
- 八 前各号に掲げるもののほか、……新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの(注：大臣告示として定められた下記の「新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置」1条に定める措置を指す。2021年3月31日までは「施設の換気」に限る。同年4月1日以降、号表記が変わるとともに2号(飛沫の防止)が加わり、同月23日には3号(カラオケ機器等の使用停止)および4号(酒類の提供停止)が追加される。なお、原文では飛沫にルビが振られている。後述する2条に定める措置に同じ。)

（重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置）

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第5条の5第8号の規定を適用する場合には、同号の新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該者が事業を行う場所の換気
- 二 入場（令第5条の5第2号に規定する入場をいう。以下この号において同じ。）をする者等の会話等により飛散する飛沫を遮ることができる板その他これに類するものの設置、入場をする者等相互の適切な距離の確保その他の入場をする者等の会話等により飛散する飛沫による新型コロナウイルス感染症の感染の防止に効果のある措置
- 三 入場をする者等の歌唱その他の飛沫の飛散を伴う行為の用に供する設備、機器又は装置の使用の停止
- 四 入場をする者等に対する酒類の提供の停止（注：令和3年5月7日厚生労働省告示第188号により、「入場をする者等に対する酒類の提供及び入場をする者等により持ち込まれた酒類を飲用に供するための場の提供の停止」と改正）

- 2 都道府県知事は、[新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態]において、当該都道府県の住民に対し、前項の当該都道府県知事が定める期間及び区域において同項の規定による要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 3 第1項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる（注：特措法80条は、当該命令に違反した場合には、20万円以下の過料に処する旨を規定）。
- 4 都道府県知事は、第1項若しくは第2項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定による要請又は第3項の規定による命令をしたときは、

その旨を公表することができる。

他方、特措法「第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置」には、「まん延の防止に関する措置」(第2節)の一環として、「感染を防止するための協力要請等」について次のように規定する45条が置かれていた(規定内容は、2021年2月の法改正後のもの)。

(感染を防止するための協力要請等)

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(略)第1条第1項に規定する興行場をいう。)その他の政令(注：下記の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令11条を指す)で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項及び第72条第2項(注：立入検査等に関する規定)において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令(注：下記の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令12条を指す)で定める措置を講ずるよう要請することができる。

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第11条 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第3号から第14号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校(第3号に掲げるものを除く。)
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入

所の用に供する部分に限る。)

三 学校教育法（略）第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校（略）、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設

四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

五 集会場又は公会堂

六 展示場

七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)

八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。)

九 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

十 博物館、美術館又は図書館

十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（第11号に該当するものを除く。)

十五 第3号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第15号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（感染の防止のために必要な措置）

第12条 法第45条第2項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

二 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理及び誘導

三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

四 手指の消毒設備の設置

五 施設の消毒

六 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知

七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止

八 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの（注：「新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置」第2条に定める措置を指す。各号列举の内容は、前掲・第1条と同旨）

- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる（注：特措法79条は、当該命令に違反した場合には、30万円以下の過料に処する旨を規定）。
- 4 特定都道府県知事は、第1項若しくは第2項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は第3項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

「営業時間の変更」から「当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止」へ。まん延防止等重点措置（第3章の2）と緊急事態措置（第4章）では、このように特措法本体に定める措置内容（要請内容）に差異がみられる³とはいえ、「政令で定める措置」（大臣告示によるものを含む）には、実際には違いがない（表現が少し異なる程度）。

さらに、要請の対象となる者についても、双方の間で運用上違いを設けない。それが政府の考え方であった。例えば、改正特措法の施行を前にして、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が各都道府県知事等に宛て発出した事務連絡（2021年2月12日付け「『新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律』及び『新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令』の公布について（新型インフルエンザ等対策特別措置法関係）」は、このことに関連して次のようにいう。

第 1 改正法及び政令の内容

6 まん延防止等重点措置に係る感染防止の協力要請等（法第31条の6）

(1) まん延防止等重点措置に係る要請の対象となる者（法第31条の6第1項及び施行令第5条の4）

まん延防止等重点措置に係る要請の対象については、法第31条の6第1項において、「新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者」と規定しており、当該政令で定める事項については、施行令第5条の4において「業態ごとの感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実に起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因」と規定している。（略）

このように、法第31条の6第1項の要請は、上記の事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める「業態」に属する事業者全体に対して行うこと。その上で、要請に応じない個別の事業者に対して、要請を再度行うことは妨げない。

また、ここでの「業態」とは、「営業や企業の状態・形態」を指す言葉であり、法における「業態」の指定の趣旨は、営業の形態に着目して、その時々の発生の動向や感染経路の特徴等を踏まえ、要請の対象を適切に限定することである。

すなわち、「業態」は、例えば「酒を提供する店」「キャバレー」のように具体的な営業の形態や産業の分類を指すこともあれば、「飲食サービスの提供」という営業の形態に着目して広くこれに該当する対象（飲食業）を指すこともある。したがって、感染リスクの高い業態として、例えば「飲食業」を指定することも可能である。

（中略）

なお、法第45条第2項に基づき施行令第11条において定める「多数の者が利用する施設」は、感染リスクの高さや人と人との接触をできる限り抑制するという観点から対象を規定しているものであり、法第31条の6の「業態」は、施行令第11条において定める「多数の者が利用する施設」の範囲内となることを想定している。

（以下、略）

(4) 命令の対象（法第31条の6第3項）

法第31条の6第3項の命令は、正当な理由がないのに要請に応じない個別の者に対して行うこと。

8 緊急事態措置に係る感染防止の協力要請等（法第45条）

(1) 緊急事態措置に係る要請の対象となる者（法第45条第2項）

法第45条第2項に基づく要請については、原則として、法第24条第9項に基づく

要請を前置せず、まず法第45条第2項の規定に基づく要請を施設類型毎に行い、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第3項の規定に基づく命令を個別の施設管理者等に対して行う。なお、要請に応じない個別の施設管理者等に対して、要請を再度行うことは妨げない。

このように、まん延防止等重点措置に係る感染防止の協力要請にせよ、緊急事態措置に係る感染防止の協力要請にせよ、要請はまず「業態」に属する事業者全体または施設類型毎に行われる。そして、当該要請に正当な理由がないにもかかわらず応じない事業者や施設管理者等については、個別に命令が発出される。

要請に応じない個別の事業者や施設管理者等に対して、再度の要請を行うことは妨げないとはいうものの、こうした場合を除き、要請の対象が特定されることはない。つまり、「業態」に属する事業者全体または施設類型毎に行われる要請については、これを「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」、すなわち行手法2条6号の行政指導に該当すると考えることができるのか、という疑問が生じる。

Ⅱの2で引用した2020年4月23日付け事務連絡「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」は、特措法45条2項に基づく要請も、あくまで対象を特定して、つまり個別の施設管理者等を対象に行われることを前提としていた。そうした前提が崩れた以上、当然その解釈も変わる。特措法45条2項に基づく要請に先行する形で、同法24条9項に基づく要請をまず行う。このような前置主義はもはやとらないことも、先にみたように、2021年2月12日付け事務連絡では明確にされている⁴。

したがって、特措法31条の6第1項に基づく要請も、同法45条2項に基づく要請も、個別の事業者や施設管理者等を対象として行われる例外的な場合を除いて、24条9項に基づく要請と同様、そのすべてが行手法2条6号の行政指導には該当しない。こう解釈することも、十分に可能であろう。

2 行政処分とは異なる要請

「行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない」。繰返し之の煩を厭わずにいえば、行手法32条1項はこのように規定する。

特措法に定める要請は、これが行手法2条6号の行政指導に該当する場合においても、「相手方の任意の協力」以外に、要請内容を実現する手段を持たない。その行政指導にも該当しな

い要請がまったく強制力に欠けることはいうまでもない（ただし、「相手方の任意の協力」以外に、要請内容を実現する手段を持たないという点では、双方の間に違いはなく、行政指導に該当するか否かで区別する実益はないともいえる）。

要請に応じるか否かは、相手方の自由意思に委ねる。2021年2月12日付けの「事務連絡」が「法第31条の6、第45条 手続きフロー」を示した「別紙1」の冒頭部分で「法第24条第9項による要請（注意のため）」と記しているのも、こうした考え方をその背景としているといっ
てよい⁵。

特措法31条の6第3項または45条3項に定める命令であれば、行政不服審査法1条2項の「処分」として、同法2条により審査請求の対象となり、行政事件訴訟法3条2項の「処分」として、同法8条により取消訴訟の対象となる（いずれの場合も、「処分」とは「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」を意味する。行手法2条2号に同じ）⁶。

しかし、行政処分とは異なる要請は、そのいずれの対象にもならない。ここに要請と命令の大きな違いがある⁷。

だとすれば、要請に応じた結果、莫大な経済的損失を被ったとしても、損失の補償を求めることは難しい。都道府県知事の要請についても、あくまで事業者や施設管理者等として任意に協力したにすぎない（要請に応じ、一定の措置をとることを強制されたわけではない）。特措法を素直に読めば、そのような解釈になろう⁸。

IV まとめにかえて

要請があれば、黙って従う。緊急事態宣言下の要請については、それが今や常識となりつつある。

レピュテーション・リスクを口にする者もいる。要請に従わないことによって、会社や法人の評価が落ちることがあっては困る。そんな心配も、わからないではない。

しかし、行政もときにはミスをする⁹。行き過ぎがあった場合には、誰かがそれを正さなければならぬ。

特措法に定める要請には、これに従う法的義務がない。本稿がそうしたように、同法を虚心坦懐に読めば、そのような解釈に落ち着く。

このように法的には要請に従う義務がない以上、要請に従ったことにより自ら損失を被ったとしても、行政の責任は問えない。

他方、要請に従ったことによって問題が生じた場合、行政の要請に従ったというだけでは、その責任を免れない。例えば、学生等から対面授業が実施されなかったことにより損害を被ったとして、その賠償を求める訴訟が提起された場合、授業の全面オンライン化は、それが行政

の要請に従ったものであっても、それだけでは免責事由とはならない。

そうした自覚と覚悟を持って、行政と向き合うことができるかどうか。それが今、問われているのである。

なお、別表にみるように、新型コロナウイルス感染症による致死率（感染者に占める死亡者の割合）は、わが国だけでなく、世界全体でみても、ほぼ一貫して低下傾向をたどっている。その意味でも、要請があれば無条件に従うというような過剰反応は厳に慎むべきであろう。

注

- 1 特措法23条1項を参照。
- 2 正確には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村（特定市町村）の属する都道府県（特定都道府県）の知事のことをいう。特措法38条1項を参照。ただし、緊急事態措置を実施すべき区域は、実際には都道府県を単位に指定されてきたという経緯がある。
- 3 なお、後述する2021年2月12日付け事務連絡・第1の6の（2）では、「法第45条第2項に基づき要請することができる『施設の使用の制限』には、『営業時間の変更』のほか、『施設の一部を休業すること』（例えば、複合施設内の食料品店以外の店舗の休業）が含まれる。これに対し、法第31条の6第1項に基づき要請することができる『営業時間の変更』は、休業まで至らない営業時間の制約を想定している」ともされている。
- 4 このことに関連して、事務連絡・第1の3では、「法第24条第9項に基づいて、営業時間の変更を含む施設の使用制限等の要請を行うことは可能である」としつつ、「まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の公示に係る期間・区域において営業時間の変更等又は施設の使用の制限・停止等の要請を行う場合には、原則として法第31条の6第1項又は第45条第2項の要請によること」ともされている。
- 5 なお、要請の大半は、この特措法24条9項に基づく要請によって占められている。
- 6 2021年2月12日付け事務連絡・第1の14を参照。
- 7 罰則（行政罰）の適用という点でも違いがある。つまり、命令に違反した場合に初めて、過料制裁の対象となる。なお、公表は、要請と命令の双方について可能とされているが、その目的は「制裁ではなく、利用者の合理的な行動を確保すること」にある。ちなみに、「公表によりかえって多くの利用者が集まるなど、公表が利用者の合理的な行動を確保することにつながらないことが想定されることから」、「法第45条第5項について、『公表しなければならない』ものから『公表することができる』ものに改正」されたことに注意（以上につき、2021年2月12日付け事務連絡・第1の6（8）および8（5）を参照）。
- 8 損失補償等について規定した特措法62条も、このようなケースを対象とはしていない。
- 9 テーマパークや遊園地に対して無観客開催を要請したのは、その典型といえる。各都道府県知事等に宛てた内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名の2021年4月23日付け事務連絡「基本的対

小 畠 典 明

処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」を参照（東京都も大阪府も、これを無修正でそのまま要請内容としたのは、滑稽ですらあった）。

新型インフルエンザ等対策特別措置法と要請

別表 新型コロナウイルス感染症 2020年4月以降の推移(1)

国	年	月日	感染者	感染者増加数(前月比)	感染者増加率(4月比)	死者	死者増加数(前月比)	死者増加率(4月比)	致死率[%]
フランス	2020年	4月30日	129,859		100.0	24,087		100.0	18.55
		5月30日	149,668	19,809	115.3	28,714	4,627	119.2	19.19
		6月30日	163,019	13,351	125.5	29,778	1,064	123.6	18.27
		7月30日	183,888	20,869	141.6	30,223	445	125.5	16.44
		8月30日	267,520	83,632	206.0	30,596	373	127.0	11.44
		9月30日	544,332	276,812	419.2	31,815	1,219	132.1	5.84
		10月30日	1,241,652	697,320	956.2	35,811	3,996	148.7	2.88
		11月30日	2,222,827	981,175	1,711.7	52,200	16,389	216.7	2.35
		12月30日	2,619,616	396,789	2,017.3	63,235	11,035	262.5	2.41
		1月30日	3,212,640	593,024	2,473.9	75,765	12,530	314.5	2.36
		2月28日	3,747,263	534,623	2,885.6	85,741	9,976	356.0	2.29
		3月30日	4,615,295	868,032	3,554.1	95,114	9,373	394.9	2.06
	4月30日	5,653,533	1,038,238	4,353.6	104,385	9,271	433.4	1.85	
	4月30日	165,221		100.0	26,097		100.0	15.80	
5月30日	271,222	106,001	164.2	38,161	12,064	146.2	14.07		
6月30日	313,470	42,248	189.7	43,659	5,498	167.3	13.93		
7月30日	303,063	-10,407	183.4	46,046	2,387	176.4	15.19		
8月30日	334,916	31,853	202.7	41,585	-4,461	159.3	12.42		
9月30日	448,729	113,813	271.6	42,162	577	161.6	9.40		
10月30日	968,456	519,727	586.2	46,045	3,883	176.4	4.75		
11月30日	1,621,309	652,849	981.3	58,342	12,297	223.6	3.60		
12月30日	2,336,688	715,383	1,414.3	71,217	12,875	272.9	3.05		
1月30日	3,783,593	1,446,905	2,290.0	104,572	33,355	400.7	2.76		
2月28日	4,182,772	399,179	2,531.6	122,939	18,367	471.1	2.94		
3月30日	4,351,796	169,024	2,633.9	126,857	3,918	486.1	2.92		
4月30日	4,429,849	78,053	2,681.2	127,759	902	489.6	2.88		
4月30日	203,591		100.0	27,682		100.0	13.60		
5月30日	232,248	28,657	114.1	33,229	5,547	120.0	14.31		
6月30日	240,436	8,188	118.1	34,744	1,515	125.5	14.45		
7月30日	246,776	6,340	121.2	35,129	385	126.9	14.24		
8月30日	266,853	20,077	131.1	35,473	344	128.1	13.29		
9月30日	313,011	46,158	153.7	35,875	402	129.6	11.46		
10月30日	616,595	303,584	302.9	38,122	2,247	137.7	6.18		
11月30日	1,585,178	968,583	778.6	54,904	16,782	198.3	3.46		
12月30日	2,056,277	471,099	1,010.0	72,370	17,466	261.4	3.52		
1月30日	2,529,070	472,793	1,242.2	87,858	15,488	317.4	3.47		
2月28日	2,907,825	378,755	1,428.3	97,507	9,649	352.2	3.35		
3月30日	3,544,957	637,132	1,741.2	108,350	10,843	391.4	3.06		
4月30日	4,009,208	464,251	1,969.2	120,544	12,194	435.5	3.01		
4月30日	20,302		100.0	2,462		100.0	12.13		
5月30日	36,476	16,174	179.7	4,350	1,888	176.7	11.93		
6月30日	67,667	31,191	333.3	5,310	960	215.7	7.85		
7月30日	79,782	12,115	393.0	5,730	420	232.7	7.18		
8月30日	83,958	4,176	413.5	5,821	91	236.4	6.93		
9月30日	92,466	8,508	455.5	5,890	69	239.2	6.37		
10月30日	121,167	28,701	596.8	5,934	44	241.0	4.90		
11月30日	243,129	121,962	1,197.6	6,681	747	271.4	2.75		
12月30日	396,048	152,919	1,950.8	8,279	1,598	336.3	2.09		
1月30日	566,957	170,909	2,792.6	11,591	3,312	470.8	2.04		
2月28日	657,309	90,352	3,237.7	12,826	1,235	521.0	1.95		
3月30日	780,018	122,709	3,842.1	13,402	576	544.4	1.72		
4月30日	967,678	187,660	4,766.4	14,002	600	568.7	1.45		
4月30日	236,899		100.0	24,275		100.0	10.25		
5月30日	238,564	1,665	100.7	27,121	2,846	111.7	11.37		
6月30日	248,970	10,406	105.1	28,346	1,225	116.8	11.39		
7月30日	282,641	33,671	119.3	28,441	95	117.2	10.06		
8月30日	439,286	156,645	185.4	29,011	570	119.5	6.60		
9月30日	748,266	308,980	315.9	31,411	2,400	129.4	4.20		
10月30日	1,160,083	411,817	489.7	35,639	4,228	146.8	3.07		
11月30日	1,628,208	468,125	687.3	44,668	9,029	184.0	2.74		
12月30日	1,879,413	251,205	793.3	50,122	5,544	206.5	2.67		
1月30日	2,743,119	863,706	1,157.9	58,219	8,197	240.2	2.13		
2月28日	3,188,553	445,434	1,346.0	69,142	10,823	284.8	2.17		
3月30日	3,270,825	82,272	1,380.7	75,199	6,057	537.1	2.30		
4月30日	3,514,942	244,117	1,483.7	78,086	2,881	557.6	2.22		
4月30日	78,182		100.0	5,466		100.0	6.99		
5月30日	465,166	387,004	595.1	27,878	22,412	510.0	5.99		
6月30日	1,368,195	903,029	1,750.5	58,314	30,436	1,066.8	4.25		
7月30日	2,552,265	1,184,070	3,265.4	90,134	31,820	1,649.0	3.53		
8月30日	3,846,153	1,293,888	4,920.7	120,262	30,128	2,200.2	3.13		
9月30日	4,777,522	931,369	6,112.3	142,921	22,659	2,614.7	2.99		
10月30日	5,494,376	716,854	7,029.5	158,969	16,048	2,908.3	2.89		
11月30日	6,314,740	820,364	8,079.0	172,833	13,864	3,162.0	2.74		
12月30日	7,504,833	1,190,093	9,601.6	191,570	18,737	3,504.8	2.55		
1月30日	9,118,513	1,613,680	11,666.2	222,668	31,096	4,073.7	2.44		
2月28日	10,517,232	1,398,719	13,455.7	254,221	31,555	4,651.0	2.42		
3月30日	12,573,615	2,056,383	16,086.6	313,866	59,645	5,742.2	2.50		
4月30日	14,590,678	2,017,063	18,667.2	401,186	87,320	7,339.7	2.75		

注) 英国については、感染者数や死者数が前月比でマイナスとなった月があるが、集計方法の変更によるものと思われる。

資料出所) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料」(海外の状況)による。

小 嶋 典 明

別表 新型コロナウイルス感染症 2020年4月以降の推移(2)

国	年	月 日	感染者	感染者増加数 (前月比)	感染者増加率 (4月比)	死者	死者増加数 (前月比)	死者増加率 (4月比)	致死率 [%]	
米 国	2020年	4月30日	1,038,451		100.0	60,876		100.0	5.89	
		5月30日	1,745,636	707,185	168.1	102,808	41,932	168.9	5.89	
		6月30日	2,588,582	842,946	249.3	126,133	23,325	207.2	4.87	
		7月30日	4,426,982	1,838,400	426.3	150,713	24,580	247.6	3.40	
		8月30日	5,961,094	1,534,112	574.0	182,761	32,048	300.2	3.07	
		9月30日	7,190,230	1,229,136	692.4	205,986	23,225	338.4	2.86	
		10月30日	8,944,934	1,754,704	861.4	228,656	22,670	375.6	2.56	
		11月30日	13,383,320	4,438,386	1,288.8	266,873	38,217	438.4	1.99	
		12月30日	19,301,543	5,918,223	1,858.7	334,836	67,963	550.0	1.73	
		2021年	1月30日	25,932,794	6,631,251	2,497.3	436,799	101,963	717.5	1.68
			2月28日	28,554,465	2,621,671	2,749.7	511,994	75,195	841.0	1.79
			3月30日	30,331,025	1,776,560	2,920.8	550,003	38,009	903.5	1.81
4月30日	32,288,689		1,957,664	3,109.3	575,193	25,190	944.9	1.78		
ドイツ	2020年	4月30日	161,539		100.0	6,467		100.0	4.00	
		5月30日	182,922	21,383	113.2	8,504	2,037	131.5	4.65	
		6月30日	195,042	12,120	120.7	8,976	472	138.8	4.60	
		7月30日	208,546	13,504	129.1	9,135	159	141.3	4.38	
		8月30日	242,839	34,289	150.3	9,299	164	143.8	3.83	
		9月30日	290,471	47,636	179.8	9,483	184	146.6	3.26	
		10月30日	498,354	207,883	308.5	10,305	822	159.3	2.07	
		11月30日	1,055,691	557,337	653.5	16,306	6,001	252.1	1.54	
		12月30日	1,672,643	616,952	1,035.4	31,145	14,839	481.6	1.86	
		2021年	1月30日	2,207,393	534,750	1,366.5	56,286	25,141	870.4	2.55
			2月28日	2,444,177	236,784	1,513.1	70,092	13,806	1,083.8	2.87
			3月30日	2,794,949	350,772	1,730.2	76,139	6,047	1,177.3	2.72
4月30日	3,391,039		596,090	2,099.2	82,865	6,726	1,281.4	2.44		
インド	2020年	4月30日	31,787		100.0	1,008		100.0	3.17	
		5月30日	165,799	134,012	621.6	4,706	3,698	466.9	2.84	
		6月30日	548,318	382,519	1,725.0	16,475	11,769	1,634.4	3.00	
		7月30日	1,581,963	1,033,645	4,976.8	34,955	18,480	3,467.8	2.21	
		8月30日	3,542,733	1,960,770	11,145.2	63,498	28,543	6,299.4	1.79	
		9月30日	6,145,291	2,602,558	19,332.7	96,318	32,820	9,555.4	1.57	
		10月30日	8,088,851	1,943,560	25,447.0	121,090	24,772	12,012.9	1.50	
		11月30日	9,431,691	1,342,840	29,671.5	137,139	16,049	13,605.1	1.45	
		12月30日	10,224,303	792,612	32,165.0	148,153	11,014	14,697.7	1.45	
		2021年	1月30日	10,733,130	508,827	33,765.8	154,147	5,994	15,292.4	1.44
			2月28日	11,096,731	363,601	34,909.7	157,051	2,904	15,580.5	1.42
			3月30日	12,039,644	942,913	37,876.0	162,114	5,063	16,082.7	1.35
4月30日	18,376,524		6,336,880	57,811.4	204,832	42,718	20,320.6	1.11		
日 本	2020年	4月30日	14,088		100.0	415		100.0	2.95	
		5月30日	16,804	2,716	119.3	886	471	213.5	5.27	
		6月30日	18,593	1,789	132.0	972	86	234.2	5.23	
		7月30日	33,049	14,456	234.6	1,004	32	241.9	3.04	
		8月30日	67,264	34,215	477.5	1,264	260	304.6	1.88	
		9月30日	83,010	15,746	589.2	1,564	300	376.9	1.88	
		10月30日	99,622	16,612	707.1	1,744	180	420.2	1.75	
		11月30日	146,760	47,138	1,041.7	2,119	375	510.6	1.44	
		12月30日	223,120	76,360	1,583.8	3,306	1,187	796.6	1.48	
		2021年	1月30日	383,083	159,963	2,719.2	5,546	2,240	1,336.4	1.45
			2月28日	431,740	48,657	3,064.6	7,860	2,314	1,894.0	1.82
			3月30日	470,175	38,435	3,337.4	9,086	1,226	2,189.4	1.93
4月30日	586,782		116,607	4,165.1	10,194	1,108	2,456.4	1.74		
韓 国	2020年	4月30日	10,765		100.0	247		100.0	2.29	
		5月30日	11,441	676	106.3	269	22	108.9	2.35	
		6月30日	12,800	1,359	118.9	282	13	114.2	2.20	
		7月30日	14,269	1,469	132.5	300	18	121.5	2.10	
		8月30日	19,699	5,430	183.0	322	23	130.8	1.64	
		9月30日	23,812	4,113	221.2	412	90	167.2	1.73	
		10月30日	26,385	2,573	245.1	462	50	187.4	1.75	
		11月30日	34,201	7,816	317.7	526	63	213.0	1.54	
		12月30日	58,725	24,524	545.5	850	332	347.8	1.46	
		2021年	1月30日	77,850	19,125	723.2	1,414	555	572.5	1.82
			2月28日	89,676	11,826	833.0	1,605	189	649.0	1.79
			3月30日	102,582	12,906	952.9	1,729	126	700.0	1.69
4月30日	122,007		19,425	1,133.4	1,828	99	740.1	1.50		
世界計／平均	2020年	4月30日	3,149,612		100.0	226,191		100.0	7.18	
		5月30日	5,876,136	2,726,524	186.6	363,823	137,632	160.8	6.19	
		6月30日	10,239,954	4,363,818	325.1	504,617	140,794	223.1	4.93	
		7月30日	16,991,353	6,751,399	539.5	666,734	162,117	294.8	3.92	
		8月30日	24,958,459	7,967,106	792.4	842,206	175,472	372.3	3.37	
		9月30日	33,515,038	8,556,579	1,064.1	1,006,189	163,983	444.8	3.00	
		10月30日	44,922,254	11,407,216	1,426.3	1,180,529	174,340	521.9	2.63	
		11月30日	62,680,953	17,758,699	1,990.1	1,458,755	278,226	644.9	2.23	
		12月30日	81,277,450	18,596,497	2,580.6	1,774,544	315,789	784.5	2.18	
		2021年	1月30日	102,068,126	20,790,676	3,240.7	2,206,406	431,862	975.5	2.16
			2月28日	113,785,383	11,717,257	3,612.7	2,525,402	318,996	975.5	2.22
			3月30日	127,587,650	13,802,267	4,050.9	2,791,725	266,323	1,234.2	2.19
4月30日	150,131,857		22,544,207	4,766.7	3,162,200	370,475	1,398.0	2.11		

資料出所)厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料」(海外の状況)による。

(こじま・のりあき 外国語学部教授)